第五十九条の八第一項中「において単に」を「及び第百四十二条第一項において」に、「第四十九条第八項各号」を「第四十九条第九項各号」に改め、同条第二項中「によつて、法第四十九条第八項」を「により、法第四十九条第九項」に改め、「上欄に掲げる」の下に「第五十九条の六の」を加え、同項の表第五十九条の六第三項の項中「第五十九条の六第三項」を「第三項」に改め、同表第五十九条の六第四項の項を次のように改める。

第四項	
指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第二項	南極投票指定市町村（第五十九条の八第二項に規定する南極投票指定市町村をいう。以下この条において同じ。）の選挙管理委員会の委員長は、同項
種類、当該船員	種類並びに当該南極調査員（第五十九条の八第一項に規定する南極調査員をいう。以下この条において同じ。）
市町村名並びに法第四十九条第七項の規定による投票に係る請求である旨	市町村名
当該指定市町村	当該南極投票指定市町村
指定船舶等の航海予定期間	南極地域調査組織の南極調査期間（第五十九条の八第一項に規定する南極調査期間をいう。第七項及び第八項において同じ。）
船員の選挙人名簿登録証明書	南極調査員の南極選挙人証（第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証をいう。以下この条において同じ。）
を船長	を南極地域調査組織の長

第五十九条の八第三項の表第五十九条の六第五項の項中「第五十九条の六第五項」を「第五項」に改め、同表第五十九条の六第六項の項中「第五十九条の六第六項」を「第六項」に改め、同表第五十九条の六第七項の項中「第五十九条の六第七項」を「第七項」に、「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同表第五十九条の六第八項の項中「第五十九条の六第八項」を「第八項」に、「指定船舶の航海」を「指定船舶等の航海」に、

当該指定船舶の名称	法第四十九条第八項の規定による投票をしようとする同項各号に掲げる施設又は船舶の名称

に改め、同表第五十九条の六第九項の項を次のように改める。

第九項	
船員は	南極調査員は
不在者投票管理者である船長の管理する場所	法第四十九条第九項各号に定める場所
、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び船員が自衛隊員（自衛隊法（当該船員手帳の番号（第二条第五項に規定する隊員をいう。）以下この項及び第五十九条の六において同じ。）である旨並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習生である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに実習生である旨とする。）	及び南極選挙人証の交付年月日
指定市町村	南極投票指定市町村
投票送信用ファクシミリ装置	第五十九条の八第二項に規定するファクシミリ装置

第五十九条の八第三項の表第五十九条の六第十項の項中「第五十九条の六第十項」を「第十項」に改め、同表第五十九条の六第十二項の項中「第五十九条の六第十二項」を「第十二項」に改め、同表第五十九条の六第十四項の項中「第五十九条の六第十四項」を「第十四項」に改め、同表第五十九条の六第十五項の項中「第五十九条の六第十五項」を「第十五項」に、「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同表第五十九条の六第十六項の項中「第五十九条の六第十六項」を「第十六項」に改め、同表第五十九条の六第十七項の項中「第五十九条の六第十七項」を「第十七項」に改める。

第六十条第一項中「までの規定によつて」を「までの規定により」に、「においては」を「には」に、「によつて投票に」を「により投票に」に改め、同項第一号中「及び」を「又は」に、「によつて」を「により」に改め、同項第二号及び第三号中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「読み替えて」を削り、「含む。）」の下に「、第五十九条の六の三第九項」を加え、「によつて」を「により」に、「においては、直ちに投票及び」を「には、直ちに、投票」に改め、「不在者投票証明書」の下に「及び同条第六項の規定により送信された確認書を受信した用紙」を加える。

第六十三条第三項中「又は第八項」を「から第九項まで」に改め、「第五十九条の六第十三項（」の下に「第五十九条の六の三第十四項及び」を加える。

第百四十一条の二第一項中「及び第七項から第九項まで」を「、第七項、第九項及び第十項」に改める。

第百四十二条第一項中「、第七項又は第八項」を「若しくは第七項の規定による投票、同条第八項の規定による投票（第五十九条の六の二第二号に掲げる船員が行うものに限る。）又は法第四十九条第九項」に、「する行為」を「行う行為」に、「若しくは第六項に規定する船長又は同条第七項に規定する」を「の船舶若しくは同条第六項に規定する指定船舶等の船長（当該船長が同条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、当該船長の職務を代理すべき者）で同条第四項若しくは第六項に規定する不在者投票管理者となるべきもの又は」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「する行為は、第五十五条第五項に規定する」を「行う行為は、」に、「しなけれ